

令和5年度青森県消防学校教育訓練実施計画

区分		令和5年										令和6年			回数	実施 予定 延日数	実施 予定 日数	実施 予定 時間数	受講 予定 者数	受講要件等
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
消防職員	初任総合教育	6 初任総合教育(初任科) 29 (所属研修) 6 初任総合教育(救急科) 27													1	265 (57)	154 (37)	1073 (257)	68	原則として新規採用者とする。
	初任総合教育	木					金				月		水					5	新たに救急隊員の資格を取得しようとする者。ただし、階級は問わない。	
	※救急科のみ入校(現任職員)																	36	災害現場において消防隊等の指揮業務を担当する者及びその予定者で階級は消防士長以上とする。	
	専科教育							16 27 月 金						1	12	10	70	35	予防担当者及びその予定者で、原則として消防歴5年以上の者。ただし、階級は問わない。	
	第15回 予防査察科										15 26 月 金			1	12	10	70	27	危険物担当者及びその予定者で、原則として消防歴5年以上の者。ただし、階級は問わない。	
	第10回 危険物科												11 18 月 金	1	5	5	35	38	火災調査担当者及びその予定者で、原則として消防歴5年以上の者。ただし、階級は問わない。	
	第22回 火災調査科												26 8 月 金	1	12	10	70	36	救助担当者及びその予定者。ただし、階級は問わない。	
	第41回 救助科							3 31 火 火						1	29	20	140	28	消防司令の階級にある者及びその昇任予定者並びに消防司令補で組織の管理を職務とする者。	
	幹部教育	第19回 中級幹部科											30 7 火 水	1	9	7	49	500	消防職員	
	特別教育	災害対応力向上コース	校長が別に定める日										-	-	-	-				
消防団員	基礎教育											16 17 火 水	1	2	2	14	14	任命後、概ね5年以内の消防団員。		
	専科教育	第130回 機関科										18 19 木 金	1	2	2	12	13	機関担当者及びその予定者。ただし、階級は問わない。		
	幹部教育	第86回 初級幹部科										22 23 月 火	1	2	2	12	10	班長及びその昇任予定者。		
	指導幹部科	第10回 現場指揮課程										24 25 水 木	1	2	2	14	29	階級が部長又は部長と同等の実務経験を有する班長。		
	分団指揮課程	第9回 分団指揮課程										5 6 月 火	1	2	2	10	27	階級が分団長及び副分団長等の者。ただし、旧中級幹部科を修了した者は、本課程を修了したものとみなす。		
	特別教育	一日教育及び移動教育	校長が別に定める日										-	-	-	-	200	消防団長等の申込みにより実施する。ただし、階級は問わない。		
教育	災害対応力向上コース	校長が別に定める日										-	-	-	-	30	消防団員バイク・ドローン講習			
												12	89	72	496	1,066				

※()は、初任総合教育のうち救急科の日数及び時間数